



なお、既に雇用されているパート等の非正規労働者を正社員に転換するにあたって雇用型の訓練を実施する場合も、これらの制度を活用できます。

### ※事業主にとってのメリット

- ・ 自社の人材ニーズに合致した人材の育成・確保が可能
- ・ 専門家のアドバイスを受けた訓練計画の策定や訓練の実施が可能
- ・ 助成制度（キャリア形成促進助成金）の活用による訓練経費等の負担軽減が可能
- ・ 人材育成・能力開発に積極的な企業であることのPRが可能 等

### ○有期実習型訓練 は

正社員経験が少ない方（学校卒業後6ヶ月以内の方を除く）を対象に、安定的な雇用に就くために必要な技能の習得を目指す

3ヶ月超～6ヶ月（特別な場合は1年）以内の訓練システムです。

### ※企業の社会的責任（CSR）としての取組

有期実習型訓練については、自社の人材確保のために行われるもののほか、大企業等が企業の社会的責任（CSR）の観点から、地域社会への貢献や若者のキャリア形成支援等を目的として、訓練機会の提供に取り組むものもあります。

### ○実践型人材養成システム は

新規学校卒業者を主たる対象に、現場の中核となる実践的な技能を備えた職業人を育成する

6ヶ月以上～2年以下の訓練システムです。

※中学校、高等学校の新規学卒者は関係機関の協議により定められた**統一応募書類**を用いた応募を行うこととしています。

ただし、将来にわたっての自らの職業選択やキャリアの方向付けをするためには、ジョブ・カードが役立ちますので、大学等の新規学卒者や新規学卒者以外の方が応募を行う場合のほか、中学校、高等学校の新規学卒者にも、ジョブ・カードの交付をお勧めします。